ACSES ニュースレター_２０８０号（2021 年 4 月 16 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇マンション地下駐車場 6 人閉じ込め 3 人意識不明 東京 新宿区／地下駐車場 4 人死亡 通常の数百倍に当たる二酸化炭素検出 東京〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・自転車に少額違反金　取り締まりの新制度創設へ　警察庁検討会〈新聞報道〉
・「消防団員の処遇等に関する検討会」 中間報告書及び消防庁長官通知〈総務省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３１報）〈厚生労働省〉
・令和元年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について〈環境省〉
・処理水 濃度薄める設備などの審査は公開で 原子力規制委〈放送報道〉
・処理水の海洋放出、常時監視へ IAEA トップが訪日意向〈Web 報道〉
・東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の定義を変更しました〈経済産業省〉
[大災害対策]
・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 46 号）〈官報〉
・「プラントにおけるドローン活用事例集」を改訂しました ～有効性を確認するための実証試験を実施し、その成果を事例集に反映～〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 毒劇物
◇「毒劇物指定のための有害性情報の収集・評価」欄　(2017,18,19 年度)に 24 検討物質の報告書〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[4] 健康安全
◇「ブルーライト」を抑えるメガネ 学会が子どもの使用に意見書〈放送報道〉
[5] 飼料
◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 30 号）〈官報〉
◇飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産省告示第 621 号）〈官報〉
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）〈官報〉

花梨（カリン）

[6] 食品安全衛生関係
◇ハンガリーのハイドゥー・ビハール県及びヤース・ナジクン・ソルノク県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇フランスのオート・サヴォワ県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
[7] 廃棄物関係
◇mottECO 普及啓発資材の公表について 〈環境省〉
[8] 温暖化対策関係
◇2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について〈環境省〉
◇「化学物質管理 WEB セミナー2020　―化管法／リスク評価／化管法に基づく SDS・ラベル作成の概要―」のダウンロード資料〈経済産業省〉
[9] エネルギー問題
◇令和元年度(2019 年度)エネルギー需給実績を取りまとめました(確報)〈経済産業省〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　８件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[11] その他省庁発表　１件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　13 件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇マンション地下駐車場 6 人閉じ込め 3 人意識不明 東京 新宿区
＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210415/k10012976951000.html
15 日夕方、東京 新宿区のマンションの地下駐車場で、消火設備の点検をしていた 6 人が中に閉じ込められました。このうち 3 人が意識不明の重体だということで、警視庁などはほかにも取り残された人がいる可能性があるとみて調べています。
警視庁などによりますと、15 日午後 5 時すぎ、新宿区下落合にあるマンションの地下駐車場で、消火設備の点検をしていた 6 人が中に閉じ込められました。
このうち 1 人は自力で外に出ましたが、3 人が意識不明の重体だということです。
消火設備は二酸化炭素を放出するタイプとみられるということで、警視庁と東京消防庁はほかにも取り残された人がいる可能性があるとみて、詳しい状況を調べています。
現場は JR 高田馬場駅から北西に 1 キロほど離れた住宅地です。

・地下駐車場 4 人死亡 通常の数百倍に当たる二酸化炭素検出 東京
＜NHK　2021 年 4 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210416/k10012977561000.html
15 日、東京 新宿区のマンションの地下駐車場で天井の張り替えを行っていた作業員の男性 6 人が中に閉じ込められ、このうち 4 人が死亡しました。現場からは通常の空気中の濃度の数百倍に当たる二酸化炭素が検出されたということで、警視庁は駐車場の消火設備が何らかの原因で誤作動した可能性があるとみて調べています。
15 日午後 5 時すぎ、新宿区下落合にあるマンションの地下駐車場で天井の石こうボードの張り替えを行っていた

作業員の男性６人が中に閉じ込められました。
１人は自力で外に出て無事でしたが、警視庁によりますと残りの５人のうち30代から50代とみられる４人が死亡したということです。また、もう１人も意識不明の状態で病院に搬送され手当てを受けています。
現場の駐車場には二酸化炭素を放出するタイプの消火設備があり、現場に到着した東京消防庁が測定したところ20%を超える濃度の二酸化炭素が検出されたということです。
これは通常の空気中の濃度の数百倍に当たり、総務省消防庁によりますと10%以上になると数分以内に意識がなくなり、放置すれば死に至ることもあるということです。
警視庁は消火設備が何らかの原因で誤作動した可能性があるとみて16日、現場検証を行って詳しい状況を調べることにしています。

専門家「作業員は設備を詳しく知らなかった可能性」

麻布消防署の元署長で市民防災研究所の坂口隆夫理事は「二酸化炭素を放出するタイプの消火設備が起動した場合、サイレンが鳴って避難を呼びかけるアナウンスが流れ、さらに20秒ほどたってから二酸化炭素が放出される。誤って起動した場合でも緊急停止用のボタンを押せば二酸化炭素は放出されず、今回、現場で作業をしていた人は設備について詳しく知らなかった可能性がある」と指摘しています。
そして「二酸化炭素を放出する消火設備の近くで工事などを行う場合、誤作動を防ぐために専門の知識を持った消防設備士などが立ち会う必要がある。これまでの死亡事故では資格を持った人が立ち会っていないケースが多く、今回の事故についても安全管理が十分だったか検証する必要がある」と話しています。

専門家「どういう状況で放出か解明を」

二酸化炭素を放出する消火設備について、消防防災に詳しい東京理科大学の小林恭一教授は「誤って操作しないように通常、放出するスイッチにプラスチックの覆いがあって割らないとスイッチが入らないようになっているが、過去の事故では慌てて作動させてしまったり間違って操作してしまうことがあった」としています。
そのうえで「今回の事故は、聞いただけではどういうことが起きたのかわからないので、どういう状況で二酸化炭素の放出が起こったのか詳しく解明をしてほしい。点検する人たちにその情報を広く伝えていくのが次の事故を防ぐためにも重要だ」と話していました。
また、多くの消火設備では二酸化炭素が使われているということで、その理由について小林教授は「消火設備では安全性が高いと言われる窒素を使うものなどもあるがボンベの数が増えてコストが高くなってしまう。二酸化炭素はボンベの数も少なく済むのでそれを選択するのだろう」と指摘しています。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021年4月15日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023898/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210415_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：55 件
うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021年4月15日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023900/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210415_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報：８件、3.食中毒情報：16件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)
＜消費者庁　2021年4月13日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023868/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210413_01.pdf
特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について(無償点検・改修)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件

（うち自転車１件、電気マット１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件

（うち電気ストーブ１件、液晶テレビ１件、加湿器（超音波式）１件、充電器２件、ＡＣアダプター（ゲーム機用）１件）

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・自転車に少額違反金　取り締まりの新制度創設へ　警察庁検討会

＜毎日新聞　2021 年 4 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210415/k00/00m/040/036000c

警察庁の有識者検討会は 15 日、自転車運転の取り締まりについて、新たな違反金制度の創設を求める中間報告書をまとめた。自転車運転が摘発されても起訴される割合が極めて低い現状を踏まえ、少額の違反金を支払わせる枠組みを作ることで、多くの違反者の責任を問うことを求めた。

警察庁は新制度の創設に向け、道路交通法の改正を視野に検討を始める。検討会は立ち乗り二輪車「電動キックスケーター」などの普及で交通環境が複雑になることを見据え、自転車の違反者に対する取り締まり強化の必要性を指摘した。

新制度では交通違反をした自転車の運転者に違反金の支払いを求める。刑事罰とはせず、前科はつかない。対象は 14 歳以上を目安に検討し、運転免許証やマイナンバーカード、学生証といった身分証明書などで本人確認する見込みだ。自転車には運転免許制度がないため、車やバイクのような点数制度は作らない。

警察は 2006 年以降、信号無視など悪質な自転車運転の摘発を強化しており、20 年の摘発は 2 万 5465 件で 06 年と比べて約 40 倍超に増えた。摘発の際は大半のケースで刑事手続きに入ることを示す「交通切符」（赤切符）を交付。検察が略式起訴すれば裁判所が罰金などを科している。しかし、道交法違反罪で実際に起訴されるのは 1～2%にとどまる。

罰金となれば前科として残るため、検察側は極めて悪質な違反以外は他の刑罰とのバランスを考慮し、起訴することに消極的になっているとみられる。

車やバイクと異なり、自転車には「交通反則切符」（青切符）の制度がない。車やバイクの場合、一時停止をしないなど比較的軽い違反をすれば、青切符を切られて反則金の納付を求められる。しかし、刑事罰ではないため納付すれば前科はつかない仕組みになっている。

報告書は赤切符の制度による自転車の取り締まりについて「刑罰的な責任追及が著しく不十分なものにとどまっている」と指摘。現在の制度に代わるものとして「少額の違反金など、違反の抑止のために実効性のある方法を検討すべきだ」と訴えている。

・「消防団員の処遇等に関する検討会」　中間報告書及び消防庁長官通知

＜総務省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210413_chibou_01.pdf

---

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３１報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17791.html

１　自治体の検査結果

札幌市、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、高崎市、埼玉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、新潟県、静岡県、大阪市、和歌山県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・令和元年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について

＜環境省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109477.html

令和元年度に実施した水環境における放射性物質のモニタリングについて、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

１．経緯

環境省では、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）を受けて、平成 23 年度から福島県及び周辺県での放射性物質モニタリングを実施するとともに、平成 26 年度から全国の公共用水域及び地下水における放射性物質の常時監視（モニタリング）を実施しています。

今般、令和元年度に実施したこれらのモニタリングについて、結果を取りまとめましたので報告します。

なお、詳細は以下の環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/rmcm/conf_cm2.html

２．概要

２－１．全国の放射性物質モニタリング

本モニタリングは、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国の公共用水域及び地下水における放射性物質の存在状況の把握を目的として、全国 47 都道府県において、公共用水域及び地下水の各 110 地点で平成 26 年度から開始したものである。

全β（ベータ）放射能及び検出されたγ（ガンマ）線放出核種は、全て過去の測定値の傾向の範囲内であった。

検出下限値は、核種又は地点ごとに異なるが、概ね水質で 0.001～0.1Bq/L 程度、底質で１～100Bq/kg 程度であった。

自然核種では、公共用水域は水質、底質ともに過去の測定値の傾向の範囲内であった。また、地下水の一部の地点で、Pb-212、Th-234、Tl-208 及び U-235 が過去の測定値の範囲を超過したが、通常天然の土壌岩石などに含まれるものであり、過去の測定値の傾向の範囲内と考えられた。

公共用水域の一部の地点で、検出下限値を超える放射性セシウム 134 及び 137 が確認されたが、過去の測定値の傾向の範囲内であった。

水環境における放射性物質の存在状況を把握するため、次年度以降も継続して本モニタリングを実施することが適当であると考えられる。

２－２．福島県及び周辺県での放射性物質モニタリング

本モニタリングは、福島原発事故を受けて、当該事故由来の放射性物質の水環境における存在状況の把握を目的として、福島県及び周辺地域において、公共用水域約 600 地点、地下水約 400 地点で、平成 23 年８月以降継続的に実施しているものである。

令和元年度の放射性セシウムの測定結果の概要は、以下のとおり。

＜公共用水域＞

1）水質（検出下限値：放射性セシウム 134、137 ともに１Bq/L）

湖沼の数地点で検出されている他は、すべて不検出であった。

2）底質（検出下限値：放射性セシウム 134、137 ともに 10Bq/kg）

【河川】

地点別の増減傾向については、約半分の地点で過年度を含めた平均値が 100Bq/kg 以下であり、残りの地点のうち、９割以上の地点が減少傾向で推移していた。

各調査地点の放射性セシウム濃度の変化傾向を見るため、年平均値を大きな値から小さな値へ順に並べ、初めから数えて全体の任意の割合に位置する値であるパーセンタイル値の経年変化をみると、減少傾向を示しており、令和元年度は平成 24 年度の２割程度まで低下した（参考に 50 パーセンタイル値（最初から数えて全体の 50%に位置する値）の変化を示す。以下同じ。）。

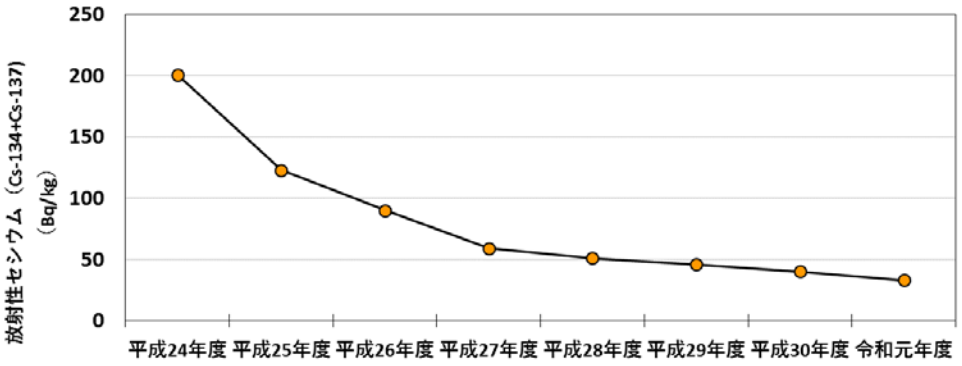

図1　河川底質　地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）

【湖沼】

地点別の増減傾向については、約１割の地点で過年度を含めた平均値が 100Bq/kg 以下であり、残りの地点のうち、ばらつきがみられる地点が２割程度あるものの、７割程度の地点が減少傾向又は横ばいで推移していた。

パーセンタイル値の経年変化はほとんどが減少傾向を示しており、令和元年度は平成 24 年度の４割程度まで低下した。

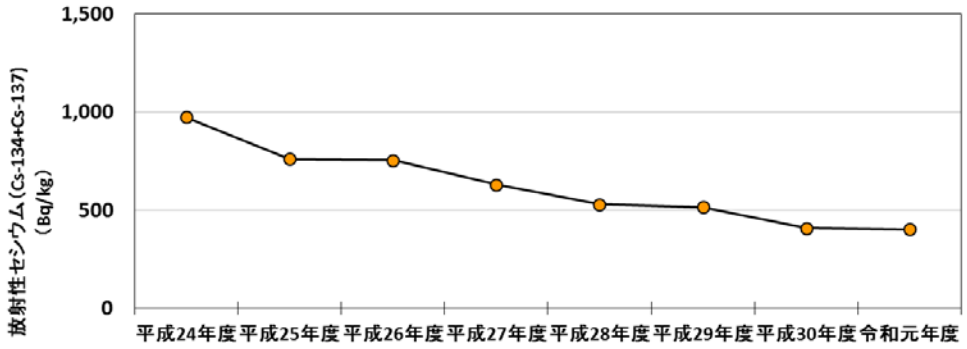

図2　湖沼底質　地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）

【沿岸域】

地点別の増減傾向については、約６割以上の地点で過年度を含めた平均値が 100Bq/kg 以下であり、残りの地点のうち、８割以上の地点が減少傾向で推移していた。

パーセンタイル値の経年変化は多少の変動はあるものの、おおむね減少傾向を示しており、令和元年度は平成 24 年度の 1/2 程度まで低下した。

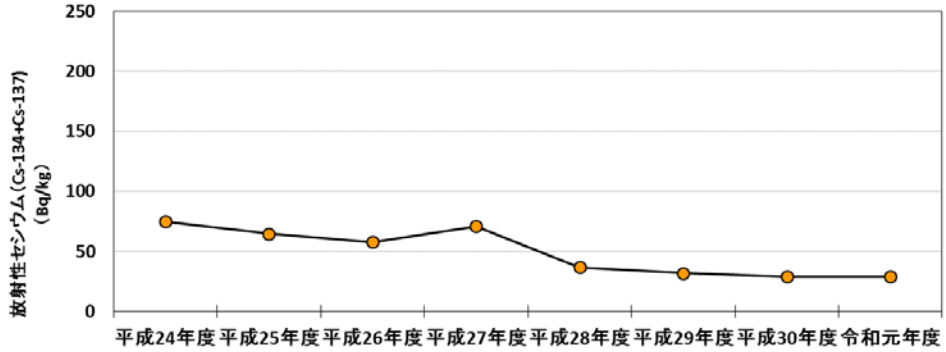

図3　沿岸域底質　地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）

＜地下水＞

地下水の水質については、全地点において不検出であった（検出下限値：放射性セシウム 134、137 ともに１Bq/L）。

・令和元年度の他の核種の測定結果の概要は、以下のとおりであった。

＜公共用水域＞
１）水質（検出下限値：放射性ストロンチウム 90　１Bq/L）
すべて不検出であった。
２）底質（検出下限値：放射性ストロンチウム 90　１Bq/kg）
河川及び湖沼の一部の地点で検出されているものの、比較的低いレベルであった。
＜地下水＞
地下水の水質については、全地点において不検出であった（検出下限値：放射性ストロンチウム 89、90 ともに１Bq/L）。
・放射性物質濃度は、地点によっては数値の増減傾向にばらつきもみられることから、次年度以降も継続して本モニタリングを実施することが適当であると考えられる。
２－３．その他の全国規模で実施された放射性物質のモニタリング
・全国における原子力施設等からの影響の有無を把握することを目的として原子力規制委員会が実施する環境放射能水準調査の結果は、全てが過去の測定値の傾向の範囲内であった。

・処理水 濃度薄める設備などの審査は公開で 原子力規制委
＜NHK　2021 年 4 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210414/k10012974621000.html
東京電力 福島第一原子力発電所でたまり続けるトリチウムなどの放射性物質を含む処理水の処分方法について、政府が海へ放出する方針を決めたことを受け、原子力規制委員会は国の基準を下回る濃度に薄めるため、今後、東京電力がつくる設備の能力や健全性などの審査を公開で行うことを決めました。
福島第一原発でたまり続けるトリチウムなどを含む処理水の処分方法について、政府は 13 日、国の基準を下回る濃度に薄めた上で海へ放出する方針を決め、2 年後をめどに実施できるよう東京電力に準備を求めています。
これを受け、原子力規制委員会は 14 日の会合で、東京電力がつくるトリチウムの濃度を薄める設備の能力や健全性、また放出前に行う濃度の確認方法などの審査を公開で行うことを決めました。
このほか、14 日は海洋放出の後の濃度などを測定する海のモニタリングについても検討が行われました。
モニタリングは、環境省を中心に各省庁や福島県などが参加している「モニタリング調整会議」が行う見通しで、規制委員会もこれに参加していて、トリチウムの測定体制の強化を検討するとしました。
さらに設備の審査やモニタリングの結果については、第三者の視点から IAEA＝国際原子力機関に助言を求めることも確認しました。
こうした方針について、事務局の原子力規制庁は、各省庁との連携を密にして必要な準備を進めるとしています。

・処理水の海洋放出、常時監視へ IAEA トップが訪日意向
＜共同通信　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.47news.jp/6116019.html

・東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の定義を変更しました
＜経済産業省　2021 年 4 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210413001/20210413001.html?from=mj
---

[大災害対策]
・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 46 号）
［官報］　令和 3 年 4 月 14 日　号外　第 86 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210414/20210414g00086/20210414g000860002f.html
〇総務省令第 46 号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）を実施するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基

づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年４月14日　　総務大臣　　武田　良太

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前

別表第一（第三条関係）

法令名	条項
［略］	［略］
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の七第二項、第五十一条の四第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項、第三十一条の五第三項、第三十一条の六第三項及び第五十一条の十二第一

別表第二（第四条関係）

法令名	条項
消防法	第二十一条の五十二第二項
消防法施行規則	第四十四条第五項

別表第三（第五条関係）

法令名	条項
［略］	［略］
消防法施行規則	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の七第二項、第五十一条の四第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項、第三十一条の五第三項、第三十一条の六第三項及び第五十一条の十二第一項

別表第四（第六条関係）

法令名	条項
消防法	第二十一条の五十二第二項
消防法施行規則	第四十四条第五項

別表第一（第三条関係）

法令名	条項
［同上］	［同上］
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項及び第三十一条の五第三項

別表第二（第四条関係）

法令名	条項
消防法	第二十一条の五十二第二項

別表第三（第五条関係）

法令名	条項
［同上］	［同上］
消防法施行規則	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項及び第三十一条の五第三項

別表第四（第六条関係）

法令名	条項
消防法	第二十一条の五十二第二項

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・「プラントにおけるドローン活用事例集」を改訂しました

～有効性を確認するための実証試験を実施し、その成果を事例集に反映～

＜厚生労働省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17976.html

＜「活用事例集」の改訂ポイント＞

1　以下の２件の実証試験を実施し、その結果を活用事例集に追加

（1）　稼働中の樹脂製造施設の上空からの巡回撮影

（2）　タンクの至近距離からの外面撮影と、従来の点検方法との比較

2　国内企業のドローン活用事例を調査し、３件の屋内点検事例と１件の製鉄所での点検事例を活用事例集に追加

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R79Db5j7VTz3-XvVY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 4 月 13 日版）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9snC_yfMViTnR2xY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzvH6xx_0bhzfeZRY

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzPP4xR32bB7dexZY

◇マスコミ報道　見出し

・変異ウイルス「N501Y」　首都圏でも 5 月初めには 8 割超か 感染研

＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210415/k10012975441000.html

・厚労省　“送別会”開いた課と同じ部局で 15 人が新型コロナ感染

＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210415/k10012975191000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x_jzzhb9ZxXWcF1Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・米 CDC J&J ワクチンで緊急委員会 接種継続か議論も結論出ず

＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210415/k10012975551000.html

・優先接種受けた 60 代女性が死亡　副反応や基礎疾患なし

＜朝日新聞　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP4G5TH6P4GTOLB00M.html?iref=comtop_7_03

・高齢者用ワクチン、医療従事者に転用の動き…配分足りない自治体「医師ら感染なら接種進まない」

＜読売新聞　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210414-OYT1T50267/
・ワクチン後の血栓症、原因は？　薬の副作用に類似と報告
＜朝日新聞　2021 年 4 月 15 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4G3JQQP4BULBJ008.html?iref=comtop_7_01

◇大学等関係
・部活動中止、オンライン授業要請　若者への感染拡大で対策強化―大阪府
＜時事ドットコム　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021041400955&g=pol
　大阪府は１４日、新型コロナウイルス感染者の急増を受け、府内の小中高校・大学に対して部活やクラブ活動の原則中止を要請することを決めた。オンライン授業の活用も求める。期間は１５日から５月５日まで。変異ウイルスの拡大で若者にも感染が広がっていることを受け、学校での対策を強化する。
　府内では、バスケットボールやバレーなどの室内競技を中心にクラスター（感染者集団）の発生が複数確認されている。１４日夜に開かれた府の対策本部会議で、吉村洋文知事は「特に若い方の感染が増えている状況だ。変異株の影響があろうかと思う」と危機感を示した。
　会議では、府民に不要不急の外出自粛を改めて求めるとともに、期間中の夜間は大阪市内の繁華街を中心に、府職員らが通行人に対して外出自粛を呼び掛けることも決めた。
　会議後、吉村氏は記者団に、「まん延防止等重点措置」などの効果が１９日以降も表れなかった場合は「緊急事態宣言に移るべきで、休業要請も含めた強い措置にしなければならない」と語った。宣言発令時には、飲食店に加え、テーマパークや百貨店などの大規模商業施設にも休業要請をすべきだとの考えも示した。

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ「公衆衛生医師」に多くの欠員 業務がひっ迫
＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210415/1000063018.html
****

[3] *毒劇物*
◇「毒劇物指定のための有害性情報の収集・評価」欄　(2017,18,19 年度)に 24 検討物質の報告書
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年 4 月 15 日＞　http://www.nihs.go.jp/hse/chem-info/index.html
標記お知らせが掲載された。
「毒劇物指定のための有害性情報の収集・評価」欄
　　http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/hyoukaindex.html
　毒劇物指定のための有害性情報の収集・評価実施物質一覧
　　http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/hyouka/list.pdf
****

[4] *健康安全*
◇「ブルーライト」を抑えるメガネ 学会が子どもの使用に意見書
＜NHK　2021 年 4 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210415/k10012976921000.html
スマートフォンなどの画面から出る「ブルーライト」を抑えるメガネを子どもがかけることについて、眼科の専門医などで作る学会などは「推奨する根拠はなく、発育に悪影響を与えかねない」として、一般に対して慎重に考えるよう訴える意見書を出しました。
ブルーライトは、デジタル端末の画面などから出る波長が短い青い光で、目に負担を与えるとされ、この光を抑えるとするメガネが多く販売され、中には子ども用の商品もあります。
このメガネを子どもがかけることについて、日本眼科医会や日本眼科学会など 6 つの団体は、慎重な対応を求める意見書をウェブサイトに掲載しました。
意見書では、ブルーライトについて、夜遅くまでデジタル端末の強い光を浴びると睡眠障害を来すおそれが指摘されているとして「夕方以降にカットすることには一定の効果が見込まれる可能性がある」としています。
その一方で、画面から出るブルーライトは、曇りの日の太陽や窓越しの自然光より少なく、目の網膜に障害を生

じないレベルで、オーストラリアの大学のグループが行った臨床試験で、ブルーライトを抑えるメガネには眼精疲労を軽減する効果が全くないと報告されているとしています。
さらに、子どもが十分な太陽光を浴びないと近視が進行するリスクが高まり、ブルーライトにさらされることより有害である可能性が否定できないとしています。
学会などは、ブルーライトが目に悪い科学的根拠はないとするアメリカの眼科アカデミーの見解も紹介しながら「小児に推奨する根拠はなく、むしろ発育に悪影響を与えかねない」として、一般の人たちに対して慎重に考えるよう訴えました。

専門店「JINS」「Zoff」の運営会社は

子ども用のブルーライトを抑えるメガネを扱っている専門店チェーンの１つ、「JINS」の運営会社は、「ブルーライトの影響についてはさまざまな学説や論文が発表されていることは認識しています。日本眼科学会などの発表に対して、当社は言及できる立場になく、見解を伝えることはできません」とコメントしています。
この会社では３月、東京・渋谷区の公立の小中学校に通う子どもに対し、ブルーライトを抑えるメガネを寄贈すると発表していましたが「声明を受け、メガネの寄贈については中止の可能性も含めて渋谷区教育委員会と今後の対応を検討しております」としています。
また、子ども用のブルーライトを抑えるメガネを扱っている別の専門店チェーン、「Zoff」の運営会社は、「子どもにとって太陽光が心身の発育に好影響を与えるということについては私たちも同じ見解を持っています。今回の発表は“子どもに対して必要以上にブルーライトカットを推奨する一部の動き”に対する意見と認識しています」とコメントしています。
そのうえで「夜間にブルーライトをカットすることは一定の効果が見込まれる可能性があるとも考えています。お客様の利用に合わせて適切なレンズをおすすめし、お子様にはゲームやタブレットを使う際のブルーライト対策としておすすめしています」としています。

****

[5] ***飼料***

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第30号）

［官報］ 令和３年４月15日　号外　第87号　1～5頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210415/20210415g00087/20210415g000870001f.html

○農林水産省令第30号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年４月15日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の ア～ト（略）　ア～ト（略） <u>ナ　フィターゼ（その２の⑹）は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を</u>	**別表第１**（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の ア～ト（略）　ア～ト（略） （新設）

製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ⑶・⑷　（略） ⑸ 飼料一般の表示の基準 ア（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ｱ)～(ｴ) (ｵ)　⑴のウに掲げる表、⑴のキの(ｱ)、ケの(ｱ)及びコの(ｱ)、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (ｶ)～(ｻ)　（略） （注）（略） ２～５　（略） 別表第２（第２条関係） １～５　（略） ６ 飼料添加物一般の試験法 ―省略―	⑶・⑷　（略） ⑸ 飼料一般の表示の基準 ア（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (ｱ)～(ｴ) (ｵ)　⑴のウに掲げる表、⑴のキの(ｱ)、ケの(ｱ)及びコの(ｱ)、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (ｶ)～(ｻ)　（略） （注）（略） ２～５　（略） 別表第２（第２条関係） １～５　（略） ６ 飼料添加物一般の試験法 ―省略―

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産省告示第 621 号）

［官報］　令和３年４月 15 日　号外　第 87 号　16 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210415/20210415g00087/20210415g000870016f.html

○農林水産省告示第 621 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

令和３年４月 15 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

<table>
<tr><th>改 正 後</th><th>改 正 前</th></tr>
<tr><td>第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法
１（略）
２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量
（略）
<table>
<tr><th>フィターゼの種類</th><th>算　出　方　法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(139)
フィターゼ（その２の(5)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(139)
フィターゼ（その２の(6)）</td><td>飼料 1kg 当たり 250 フィチン酸分解力単位を添加した場合
0.13</td></tr>
</table></td><td>第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法
１（略）
２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量
（略）
<table>
<tr><th>フィターゼの種類</th><th>算　出　方　法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同(139)
フィターゼ（その２の(5)）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）

［官報］　令和３年４月 15 日　号外　第 87 号　17 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210415/20210415g00087/20210415g000870017f.html

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行つだので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第４条の規定に基づき公表する。

令和３年４月 15 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

品　目	名　　称	申請者
フィターゼ	Komagataella pasto-ris 132 株を利用して生産されたフィターゼ	Huvephar-ma Japan 株式会社

****

[6] *食品安全衛生関係*

◇ハンガリーのハイドゥー・ビハール県及びヤース・ナジクン・ソルノク県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021年4月15日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210415_5.html

---

◇フランスのオート・サヴォワ県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210415.html

---

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023857/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210414_02.pdf

表示許可物質

商品名	関与する成分
オルビス ディフェンセラ マスカット	グルコシルセラミド
オルビス ディフェンセラ ピーチ	グルコシルセラミド

（オルビス株式会社）

****

[7] *廃棄物関係*

◇mottECO 普及啓発資材の公表について

＜環境省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/109486.html

環境省は、New ドギーバッグアイデアコンテストを開催し、令和２年 10 月に、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として「mottECO（もってこ）」を選定しました。この度、自治体の皆様、飲食店の皆様等が様々な場面で利用いただける「mottECO（もってこ）」に関するポスター、ステッカー等の啓発資材を作成し、環境省の HP からダウンロードいただけるようにしました。

****

[8] *温暖化対策関係*

◇2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について

＜環境省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109480.html
環境省と国立環境研究所は、今般、2019 年度の我が国の温室効果ガス排出量（確報値（注１））を取りまとめました。2019 年度の温室効果ガスの総排出量（注２）は 12 億 1,200 万トン（二酸化炭素（CO2）換算）で、前年度比 2.9%減（2013 年度比 14.0%減、2005 年度比 12.3%減）でした。前年度からの減少要因としては、エネルギー消費量の減少（製造業における生産量減少等）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの導入拡大）に伴う電力由来の CO2 排出量の減少等が挙げられます。

気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）第４条及び第 12 条並びに関連する締約国会議の決定に基づき、我が国を含む附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）は、温室効果ガスの排出・吸収量等の目録を作成し、条約事務局に提出することとされています。また、条約の国内措置を定めた地球温暖化対策の推進に関する法律第７条において、政府は、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、公表することとされています。

これらの規定に基づき、2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量等を算定しました。

2019 年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、12 億 1,200 万トン（CO2 換算。以下同じ。）でした。

前年度の総排出量（12 億 4,700 万トン）と 2019 年度の総排出量を比較すると、エネルギー消費量の減少（製造業における生産量減少等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大）に伴う電力由来の CO2 排出量の減少等から、2.9%（3,600 万トン）減少しました。

2013 年度の総排出量（14 億 800 万トン）と比較すると、エネルギー消費量の減少（省エネ等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大、原発再稼働）に伴う電力由来の CO2 排出量の減少等から、14.0%（1 億 9,700 万トン）減少しました。

2005 年度の総排出量（13 億 8,100 万トン）と比べると、エネルギー消費量の減少（省エネ等）等から、12.3%（1 億 7,000 万トン）減少しました。

一方で、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量は年々増加しています。

なお、2019 年度の京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量（注３）は、4,590 万トン（森林吸収源対策により 4,290 万トン、農地管理・牧草地管理・都市緑化活動の推進により 300 万トン）でした。

注１　「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として条約事務局に正式に提出する値という意味です。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合があります。

注２　今回とりまとめた排出量は、2019 年度速報値（2020 年 12 月 8 日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2019 年度速報値との間で差異が生じています。なお、前回速報値での 2019 年度の温室効果ガス排出量は 12 億 1,300 万トンであり、前年度比 2.7%減（2013 年度比 14.0%減、2005 年度比 12.2%減）でした。

注３　今回とりまとめた吸収量は、京都議定書第８回締約国会合の決定に従い、京都議定書に基づく吸収源活動による排出・吸収量を算定し、計上したものです。

添付資料

2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について＜概要＞
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116092.pdf

2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116093.pdf

◇<u>「化学物質管理 WEB セミナー2020　―化管法／リスク評価／化管法に基づく SDS・ラベル作成の概要―」のダウンロード資料</u>

＜経済産業省　2021 年 4 月 7 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_seminar.html

****

[9] ***<u>エネルギー問題</u>***

◇令和元年度(2019 年度)エネルギー需給実績を取りまとめました(確報)

＜経済産業省　2021 年 4 月 13 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210413004/20210413004.html?from=mj

資源エネルギー庁は、各種エネルギー関係統計等を基に、令和元年度の総合エネルギー統計確報を作成し、エネルギー需給実績として取りまとめました。

1. エネルギー需給実績（速報）のポイント

（1）需要動向

最終エネルギー消費は前年度比 2.1%減。うち石油は同 2.5%減、石炭は同 2.1%減、電力は同 1.9%減、都市ガスは同 0.2%減であった。

家庭部門は、冷夏・暖冬の影響などから前年度比減少。企業・事業所他部門は、鉄鋼業、化学工業、機械製造業をはじめ多くの製造業で生産活動が低下した影響などから減少。

最終消費を部門別に見ると、企業・事業所他が前年度比 2.5%減(うち製造業は同 2.8%減、業務他は同 1.5%減)、運輸が同 2.0%減、家庭が同 0.8%減と、主要全部門で減少。

電力消費は、家庭は同 3.8%減、企業・事業所他は同 1.3%減。

（2）供給動向

一次エネルギー国内供給は前年度比 3.0%減、うち化石燃料は同 3.8%減で 6 年連続減少。非化石エネルギーは同 1.3%増で 7 年連続増加。

化石燃料は発電用に加え最終エネルギー消費の減少などで、天然ガス・都市ガスは同 5.1%、石油は同 4.2%、石炭は同 2.0%の減少。化石燃料シェアは、東日本大震災以降で最小となる 85%に低下。原子力は同 3.0%減で 5 年ぶりの減少。再生可能エネルギー(水力を除く)は、太陽光・バイオマス発電がけん引し同 7.7%増。

発電電力量は前年度比 2.5%減(1 兆 247 億 kWh)。非化石電源の割合は 24.3%(前年度比 1.3%ポイント[%p]増)。

発電電力量の構成は、再エネが 18.1%(同 1.2%p 増)、原子力が 6.2%(同横ばい)、火力(バイオマス除く)が 75.7%(同 1.3%p 減)。

エネルギー自給率(IEA ベース)は、前年度比 0.4%p 増の 12.1%。

（3）CO_2排出動向

エネルギー起源 CO2 排出量は、前年度比 3.4%減と 6 年連続減少し 10.3 億トンで、2013 年度比 16.7%減。

電力の CO2 原単位(使用端)は、前年度比 2.7%改善し、0.47kg-CO2/kWh。

CO2 は東日本大震災後の原発稼働停止等の影響で 2013 年度まで 4 年連続で増加したが、その後の需要減、再エネ普及や原発再稼働による電力低炭素化等により、減少傾向。

部門別では、企業・事業所他が同 3.7%減、家庭が同 4.2%減、運輸が同 2.1%減。

（注)資料においてエネルギー量は、エネルギー単位(ジュール)を使用。原油換算 kl に換算する場合は、本資料に掲載されている PJ(ペタジュール:10 の 15 乗ジュール)の数字に 0.0258 を乗じると原油換算百万 kl となります。(原油換算：原油 1 リットル = 9,250kcal = 38.7MJ。1MJ = 0.0258 リットル。)

2. 統計表の HP 掲載

資源エネルギー庁のホームページに「令和元年度(2019 年度)総合エネルギー統計確報」(Excel 形式)を掲載しますので御参照ください。

総合エネルギー統計　　https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/

関連資料

2019 年度エネルギー需給実績（確報）参考資料

https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210413004/20210413004-1.pdf

****

[10] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案)」に関する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109471.html

「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和３年４月 13 日（火）から令和３年５月 12 日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

１．背景

環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）により、湖沼及び海域では現在 11 項目が定められています。

このうち、底層溶存酸素量は平成 28 年３月に生活環境項目環境基準に設定され、底層溶存酸素量の水域類型の指定等に関する専門的事項の審議に当たっては、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の下に設置された、底層溶存酸素量類型指定専門委員会で行われます。

今般、令和３年３月 23 日に開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会底層溶存酸素量類型指定専門委員会において、類型指定の具体的な手順及び評価方法並びに東京湾及び琵琶湖の類型指定等に係る審議を行い「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」が取りまとめられました。

２．意見募集対象

本編：底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）

資料編１：底層溶存酸素量に関する東京湾の類型指定検討結果

資料編２：底層溶存酸素量に関する琵琶湖の類型指定検討結果

３．意見提出

募集期間：令和３年４月 13 日（火）から同年５月 12 日（水）まで

提出方法：意見募集要領を参照ください。

４．問合せ先　　―省略―

◇シフルトリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 4 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_cyfluthrin_030407.html

---

◇プロパルギットに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 4 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc2_no_propargite_030407.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)の公募について

＜環境省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109497.htm

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の支援機関の公募について

＜環境省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109491.html

---

◇令和３年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」 ～アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（国際質保証制度設計業務）～公募について

＜文部科学省　2021 年 4 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Vacxffbwbq4bL

◇令和３年度「知識集約型社会を支える人材育成事業」メニュー3「インテンシブ教育プログラム」公募について

＜文部科学省　2021 年 4 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Xacxjnajx1IbJ

[公募結果、意見募集結果]

◇日本―EU 共同研究「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料」における新規課題の決定について

＜文部科学省　2021 年 4 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Xacxjnajx1IbF

****

[11] *その他省庁発表*

◇諸外国の高等教育

＜文部科学省　2021 年 4 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Xacxjnajx1IbL

****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　毒物劇物部会を開催します　　４月 28 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17977.html

１．劇物の指定について

２．毒物又は劇物からの除外について

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　４月28日、Ｗｅｂ会議、非公開

＜厚生労働省　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17953.html

・薬事・食品衛生審議会（血液事業部会安全技術調査会）　　4 月 27 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1uni3wfsdgTHYoxY

１．座長代理の指名について

２．新型コロナウイルス感染症に係る対応について

３．その他

・食品安全委員会　栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第 14 回）の開催について

４月２６日、WEB 会議

＜内閣府　2021 年 4 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_eiyou_annai_14.html

（１）令和３年度食品安全委員会運営計画

（２）「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２１０回）の開催について

４月２３日、web 会議

＜内閣府　2021 年 4 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_210.html

（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について

・JPAo003 株を利用して生産されたリパーゼ

・JPAN006 株を利用して生産されたリパーゼ

・除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナ RF3

（２）その他

・食品安全委員会 農薬第四専門調査会（第８回）の開催について　　４月２２日、web 会議

＜内閣府　2021 年 4 月 13 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_8.html

（１）農薬（ノニルフェノールスルホン酸銅）の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第 813 回）の開催について　　4 月 20 日、web 上

＜内閣府　2021 年 4 月 13 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai813.html

（１）アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「アレルゲンを含む食品（卵）」に関する審議結果の報告と意見・募集について

（２）その他

・第 10 回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　４月 20 日
＜厚生労働省　2021 年 4 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_sHK9y_EXizvSKRY
（１）脳・心臓疾患の労災認定の基準について
（２）その他
・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会　　4 月 30 日
＜厚生労働省　2021 年 4 月 15 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou_128610_00012.html
・第３回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」（オンライン）開催案内
　　４月 30 日
＜厚生労働省　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18020.html
（１）消費者が、自身の健康関心度の程度にかかわらず、健康の保持増進等に配慮された食品を選択し、ふだんの食事において利活用しやすくするための効果的な方策について
（２）本取組の実効性を確保し、成果を適正に評価できるようにするための効果的な方策について
（３）報告書（案）の骨子について
・デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第 10 回）の開催について　　4 月 26 日、Web 会議
＜文部科学省　2021 年 4 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Vacxffbwbq4bF
1.　報告に向けた審議について
2.　その他
・新しい時代の学校施設検討部会（第２回）の開催について　　4 月 20 日、オンライン
＜文部科学省　2021 年 4 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Vacxffbwbq4bH
1.　新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2.　その他
・令和３年度 「知識集約型社会を支える人材育成事業」メニュー3「インテンシブ教育プログラム」公募説明会の開催について　　4 月 27 日、オンライン開催
　＜文部科学省　2021 年 4 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Xacxjnajx1IbK
****
[13] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和３年３月分）
＜環境省　2021 年 4 月 15 日＞　http://www.env.go.jp/press/109493.html
環境省では、野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス（調査）の一環として、定期糞便採取調査を実施しています。令和３年３月に実施した同調査では、高病原性鳥インフルエンザウイルスは確認されませ
********** 以上 **********